

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組合組織（公務員）](#) | [公務員賃金の決定システム](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 公務員賃金の決定システム

## 公務員賃金の決定システム

### I 国家公務員の賃金決定の手順

民間企業においては、概ね2月から4月のいわゆる「春闘期」に労使交渉が行われ、賃金が決められます。しかし、国・自治体を問わず公務員は、「公共の福祉」「全体の奉仕者」の名のもとに労働基本権の制約を受け、自主的に賃金・労働条件を決定できないシステムになっています。そのため、公務員賃金の決定は労働基本権制約の「代償措置」と呼ばれている「人事院勧告制度」に大きく委ねられています。

人事院勧告制度は、国家公務員の賃金決定にあたり、毎年民間労働者の賃金水準と国家公務員の賃金水準を比較し、生計費、民間労働者の賃金と国家公務員の賃金が適正な均衡を確保することを基本に勧告を行う仕組みになっています。人事院勧告は内閣と国会に対して行われ、内閣は勧告を受け閣議決定し、国会の議決を経て国家公務員の給与改定が実施されます。

### II 地方公務員の賃金決定の手順

1. 地方公務員の賃金などの勤務条件は、地方公共団体にとっても重要な事項ですので、いくつかの原則が定められています。県及び政令市等の職員の給与は、これらの諸原則を踏まえて決定されることとなります。

○出典：山形県人事委員会 給与決定のしくみ 給与決定の諸原則、国家公務員制度改革推進本部国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会資料5 国家公務員の給与改定の手順、What's自治労 賃金決定システム（自治労総合企画総務局編）

#### 2. 地方公務員の賃金決定の手順

(1) 人事委員会が置かれている団体（都道府県、指定都市及び特別区等）においては、人事院勧告の内容及び当該団体の民間賃金動向等を総合勘案して人事委員会が勧告を行い、国の勧告の取扱いに関する閣議決定を受けて、具体的な給与改定方針が決定されます。

(2) 人事委員会が置かれていない団体（一般市町村）においては、国の取扱いや都道府県の勧告等を受けて、具体的な給与改定方針が決定されます。

(3) いずれの場合でも、議会の議決により、給与条例を改正することとなります。

○出典：総務省<地方公務員の給与の体系と給与決定の仕組み>地方公務員の給与改定の手順

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.